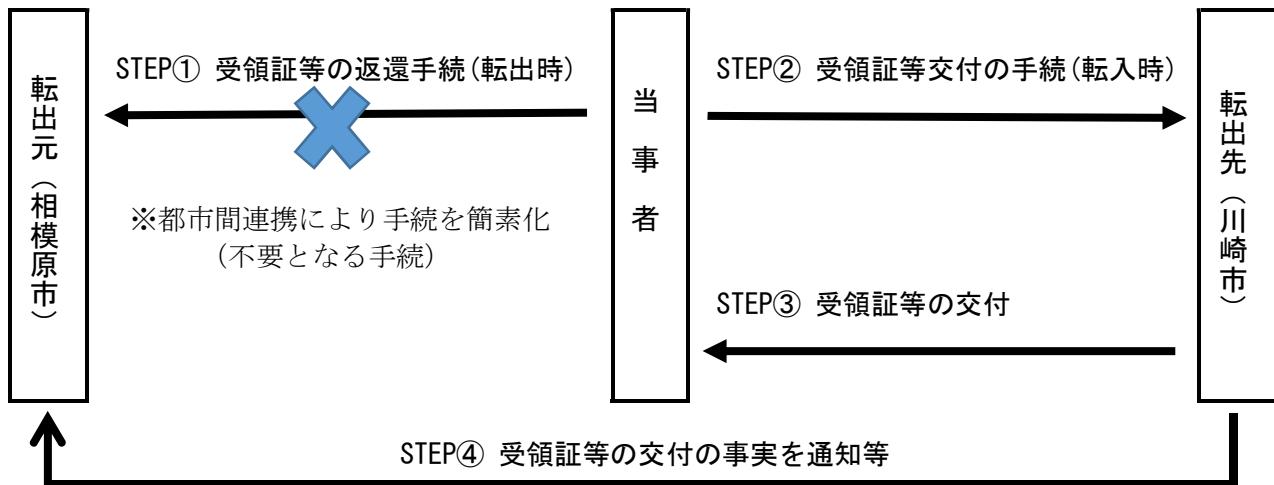


パートナーシップ宣誓制度「相模原市との都市間連携」について

1 都市間連携の概要

川崎市と相模原市との間で、パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定を締結することにより、同制度を利用している当事者が両自治体間で住所を異動する場合に生じる負担の軽減を図るため、その手続を簡素化することとします。

2 連携スキーム（「相模原市」から「川崎市」に転入するケース）



3 都市間連携の開始日

令和2年12月1日（火）

※この日以降に転出先の自治体に住所異動した場合に適用を受けることができます。

問合せ先

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 鈴木

電話（044）200-2315